

野田實は、本株主総会で出席した50数名の株主／弁護士の前で、10億円を超える投資詐欺を認め謝罪した。

株主総会議事録

エヌビーアイ株式会社の株主総会が下のとおり行われたので本議事録を作成しその概要を記すものである。

日時 平成31年1月26日（土曜日）午後1から3時まで

場所 東京都台東区東上野3-18-6
TKP 上野駅前ビジネスセンター（吉沢ビル）8階

まず、議事に入る前に議長の選出を諮りたい旨、代表取締役中村仁から発言があり、候補として中吉章一郎弁護士にお願いしたいとの提案も併せてなされた。

議場からの賛成の声があがって、特に異論無く決定した。

次いで、議長席に着いた上記議長に促され、代表取締役から会社の発行株式数と出席株主数及び委任状提出株式数の集計報告があった。

①発行株式数 10485株

②会社及びロイヤルウィングス株式会社とその役員ら保有株式数 7189株

③一般株主持株式数 1,428株

④不明株式数 1,868株

⑤出席株式数 8,717株（7,189株＋848株）

うち、委任状出席 580株

そして一株一議決とし、議題は出席株主と委任状出席者の過半数の賛否で決したい旨提案され了承された。

目的議題など

（1）報告事項

会社の揚ノ沢鉱山の現状と今後の展望――

議長に指名され、代表取締役から、スライド写真などが掲げられて、代表取締役が説明と解説を兼ね、鉱山の現状、周辺の状態が詳細に述べられた。

会場への質問を促す議長の発言があったが、特に質問はなかった。

（2）議長は続いて、議事に入った。

〔第1号議案〕

「揚ノ沢鉱山の鉱業権の第三者への譲渡ないし第三者との共同鉱業権（運用など）の是非」

この議題については、以前採決に至らなかったものの、前年秋に、既に、主要株主らの集会で会社から説明があった内容である。そして今回はその続きである、と議長から解説があった。

①まず、会社側から、相馬諒一が説明に立った。

鉱業権の施業案認可（現在東北経済産業局で審査進行中）が仮に下りたとして、この鉱山の運用事業化には、しかるべき多額の金額の投下が必須となる。

また、次々とその事業の維持運営資金も求められる。

従って、この鉱山事業化を当会社単独で事業化するのは、極めて困難である。

さらに、当会社には残念ながらこの長く困難な準備の間に一部で不透明債務が生まれていて、また二十年来の大半の株主らは、事業化で投下株式に見合う見返りを待望して久しい。

ここで、考えねばならないことは、鉱山開山と事業化を希望する力量ある譲渡人が出たとして、上記不透明債務の存在は好ましくないし、それまで引き受けたくないのが一般良識である。

会社は、こうした事情と状況下にあって、鉱業権やその施設をしかるべき妥当価額で譲渡し、株主と会社が認めうる債務（者）へは、可能な限り、良識的、納得の金額配当・支払をして了解してもらう方針を進めたい、と。

相馬諒一の説明はさらに、全面に大画面スライドによる図表が示され、以上の内容が図面と矢印でも示された。こうした株主や債務者への手当てが済んだ暁には、会社は解散ないし破産へと移行してよいと思う旨も述べられた。

②議長に促された、次々と質問があった。

①破産は困るが、仮にするとして何時か。

②投下株式取得額に、欠けて配当は困る、が、それはそれとして、いつ頃配当の目処なのか。

③前代表取締役の野田實には不透明な債務・借入がいくらあるのか、その内容を説明されたい。

④株主から集めた投下資金で鉱山へ投入した額は幾らであるのか、そして他はどうしたのか。

イ、代表取締役と相馬諒一が立って、質問に対応した。

①へは、すぐ破産したいというのではない、健全な会社部門とそれ以外を分けようとする中で、役目が終わった会社のその後のことを述べたのである。

②へは、株主の皆さんはあくまで夢をかけ、鉱山を買ったのである。投資額にだけにこだわるのは困る。人により一株投下にも値が異なる。また厳密な手続きで発行された株主・株券でもないことを考えて欲しい。

会社は現在、それを言及せず、可能な配当をしようと言っているのであって、そこも理解して欲しい、尚、配当時期は出来るだけ早く、数か月中に目処をつけたいと思っている。

③へは、二十年近い古くからの債務で、なかなか正確に、資料までの説明は

出来ない。

まして、野田實を責めても良いことは無い。本人も精一杯やったと理解し了解し認めてやって欲しい。

④へは、野田實（一部嶋政勝）の説明では株主から投下された資金やその他借入資金、自己資金で10数億円の資金を鉱山に投入したと言っている旨。

ロ、次いで、弁護士高木國雄が立って、質問への対応を補足した。

投下株式金額に欠ける配当は困るとされるが、その方針にこだわるとさらに巨額な資金投下をして鉱山運営をすることになる。株主の方々はその巨額投資へ協力しそれを望むのか。

とても無理であると思う。

過去十数年の間にも資金不足で鉱山開山事業は何度も挫折した。その度に貴重な鉱業権獲得を狙う者が出て、裁判闘争をし、勝ち抜いてきた。そして現在がある。だから、現状を理解し、こだわりを棄て、次善の内容で協力されたい。

③議長は、頃合をみて、採決に入ると告げ、鉱業権譲渡の方針でよいか、会社に一任してもらえるか、の賛否を問うた。

会場から賛成で異議なしの声と拍手が起こり、圧倒的多数の賛成で、この議案は可決された。

〔第2号議案〕

「前第1号議案の場合に派生する問題への対応」

〔第3号議案〕

「上記各議案に議決を円滑且つ効果的に進めるための具体策について」

議長は、第1号議案が全面的賛成で会社に一任されたことで2議案を一括して提示した。

①会社側から代表取締役らの議案説明があった。

この2議案は、第1号議案と不可分のもので、鉱業権や施設を譲渡するとなれば、その相手や条件、取引の時期などを巡り生じてくる諸問題である。譲渡を巡る取引が、会社に一任されたので、一括してお答えする。

取引の過程でどのような問題点が出るか、まだ申し上げられないが、そうした重要事態が生まれた場合、株主の方々へは、適宜、ご報告して了解を願いたいと思う。

会社として誠意を持って対応することは、ここでも申し上げておきたい。

②議長は会場を見渡して、ご了解、賛成頂けるかを問うた。

圧倒的多くの賛成、異議なしの声と拍手があがって、これも両議案とも可決された。

(3) これで全議題は無事に終了したが、最後に、今後の円滑は会社対応を考

相馬諒一は、全株主に野田實の数々の不法 (投資詐欺) 行為に寛大なる処置を訴える。

えて提案があると、会社側から議長への申し出があった。

会社側を代表して相馬諒一が立ち、二つの事項を述べた。

一つは、今後株主の方々の声を聞きやすくし、また会社がわの考えを伝える便宜から、株主酒井洋明を当面株主代表・世話人としてやって欲しいこと。

二つは、一部債務の不透明や、株主投下資金を十二分に鉾山へ投下してこなかったとの疑いある前代表取締役野田實への問題、叱責の姿勢は、この総会以降はやめようではないか、前を向いて進み、彼の責任追及は今日限りやめようと。

促されて、野田實が立ち、深々と身を折って御礼と詫びの挨拶をした。

今後、一層頑張って、皆様の期待に応えたい旨。

議長からの二提案了解の問いかけがあり、両名に対してそれを受け入れた旨の声と拍手があった。

野田實は、10億円にのぼる投資詐欺を認め謝罪。

以上で全議題の審議は終わり、午後3時すぎに散会した。

上記総会の次第概要のとおりですので、下に出席取締役らは署名捺印する。

平成31年 2月17日

出席取締役

中村 仁

野田 實

野田實の自筆サインと実印

嶋 政勝

この用紙には不正防止
処理を施してあります

印鑑登録証明書

印影	氏名	野田 實		
	生年月日	昭和21年 5月 6日	性別	男
	住 所	秋田県大館市早口字深沢岱38番地37 グランドヒルズ101		

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

平成 30 年 9 月 14 日

秋田県大館市長 福原 淳嗣

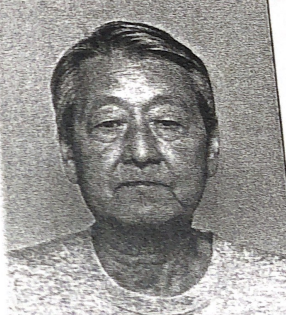


公印は黒色の電子公印です。

この用紙には不正防止
処理を施してあります

氏名	野 田 實		昭和21年 5月 6日生
住所	大館市早口字深沢岱38-37 グランドヒルズ101		
交付	平成30年05月06日 02380		
平成33年06月06日まで有効			
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る		
番号	第	226808428881	号
二種	昭和60年09月06日	種	中型
他	昭和60年09月06日	類	大型
二種	平成00年00月00日		

運転免許証



秋田県
公安委員会

備考	

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

(特記欄:) 《自筆署名》
《署名年月日》 年 月 日

野田實／運転免許証